

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第11回）

令和7年12月22日

【鈴木利用環境課課長補佐】 本日も皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会第11回会合を開催させていただきます。

本日の会合は、オンライン開催であり、公開されております。

構成員の皆様は、御発言を希望される場合は、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか何かございましたら、チャット機能等で随時事務局に御連絡をいただければと思います。

本日の資料は11の1から11-3まで計3点を用意しております。

本日は、橋爪座長代理、長田構成員が御欠席と伺っており、森構成員が遅れて参加と伺っております。

議事進行は、曾我部座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【曾我部座長】 本日もよろしくお願いいたします。

本日なんですけれども、まず、前半にギャンブル等依存症対策基本法改正に伴う取組の効果検証を行い、後半に法的課題の検討を行います。まず、前半でございますけれども効果検証につきまして、三菱総合研究所及び野村総合研究所からそれぞれ御説明をいただいだ後、まとめて質疑の時間を設けたいと思っております。

ということで、まず、三菱総研様からよろしくお願いいたします。

【三菱総合研究所（安江）】 三菱総合研究所の安江です。よろしくお願いします。私から、オンラインカジノに誘導していると考えられるSNS等の投稿の動向について今年の1月から11月までの状況について調べた結果を御説明したいと思います。

こちらのページがサマリーですけれども、9月25日に改定されております違法情報ガイドラインにおいて違法オンラインギャンブル等に誘導する情報が認められる場合として示されているものを含む、SNS等の投稿の動向について調査しました。

実施方法は、キーワードを設定して、ソーシャルリスニングツール、SNSやその他、動画共有サービスなどの投稿内容を分析するツールですけれども、こちらを用いて投稿数の集計分析を行っております。対象期間は今年1月1日から11月30日まで、1か月ごと、月ごとにまとめて分析しています。対象とする媒体ですけれども、X、フェイスブック、インスタグラム、TikTok、ユーチューブなどのメジャーなサービスのほか、各種のブログとかニュースサイト等も対象となっていまして、これらの種々の媒体に掲載された投稿、公開情報を分析しました。

検索条件ですけれども、違法情報ガイドラインにおいて示されている誘引キーワードを用いた投稿の件数というものを調査しています。調査結果のポイントとしては2点ありますて、今年の1月から11月にかけて、大局的に見ると該当する投稿数はかなり大幅に減っているというのが1点目です。2点目が、1月から3月にやや増減があるんですけれども4月以降に減少に転じており、7月に大幅に減少し、9月以降はさらに極めて少ない状況が継続している状況になっています。

具体的な状況を説明する前に、まずキーワードについて簡単に御説明しますけれども、検索条件はオンラインカジノに関するキーワードと誘引投稿に用いられると考えるキーワード、この2つの掛け算で設定しております。オンラインカジノに関するキーワードは、オンラインカジノ自体を表すキーワードと、日本人向けオンラインカジノを紹介する比較サイトの名称、それからオンラインカジノサイト自体のサイト名やURL、これらのいずれかを含むものとしています。紹介サイトとカジノのサイト、こちらについては警察庁の報告書に載っているものを条件として設定しています。

もう一つが誘引投稿に用いられると考えられるキーワードで、こちらについては違法情報ガイドラインに載っているもの、これを条件として設定しています。誘引キーワードがないと、オンラインカジノは駄目だとか、注意しましょうとか、違法ですとか、そういうふた注意喚起等も入ってしまうので、このような条件にしております。

また、この誘引キーワード、こちらについては、あくまでもガイドラインに載っているものということなので、それ以外の新たな隠語とか、そういったものが含まれないことは御承知おきいただければと思います。

こちらが調査結果、月別の推移です。各月に見られた投稿の総数を日にちの違いもありますので1日単位に換算したものを縦軸に示しております。1月から3月については、このように増減が見られますけれども、4月以降、減少が続いている形になっています。ま

た、4月に減少に転じた後、7月にさらに大幅に減少して、9月以降はさらに極めて少ない状況が続いている形になっています。こちらについては投稿数を見ているということなので、その原因についてはもちろん詳細には分からぬわけですが、例えば3月のギャンブル等依存症対策推進基本計画の閣議決定であるとか、6月の対策ギャンブル等依存症対策基本法の公布といったものが関係していることも考えられるかなと、そういうことが推察されもするような結果になっております。

投稿キーワードというのは投稿に含まれているキーワードで、前のページで説明した検索条件以外のものも含まれるんですけども、実際の投稿にどういったキーワードが多く見られるかというのを見ると、もちろん月による違いもありますけれどもカジノ、ボーナス、ゲーム、入金不要といったようなものが多いという結果になりました。

なお、キーワード検索の性質上、実際にはオンラインカジノと無関係な投稿もあるんですけども、そちらも一部含まれます。例えばオンラインカジノとは無関係な動画において、多分アクセス数を増やしたいということだと思いますけれども、「オンラインカジノ」といったハッシュタグがついているような例も一部含まれました。もちろん多いわけじゃないんですけども、一部こういったものも含まれている状況になっています。

ということで最初のページに戻りますと、1月から10月、11月にかけて減少していることと、4月以降、減少に転じ、7月大幅減少、9月以降、極めて少ない状況が継続しているという結果になりました。

駆け足ですが、以上になります。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。続けて野村総合研究所から御説明をいただきます。よろしくお願いします。

【野村総合研究所(齋藤)】 ありがとうございます。野村総合研究所の齋藤です。では、改めて弊社からオンラインカジノアクセス抑止に関する実態調査というところで、大きく2つデスクトップ調査とWebアンケートを実施しておりますので、そちらの内容について、それぞれ御報告させていただければと思います。

まず、デスクトップ調査の御報告というところになりますけれども、こちら、それぞれWebアンケートも同様ですけれども、法改正の前後の実態を把握する意味で9月中旬に第1回調査を実施しまして、第2回調査を11月下旬から12月上旬に実施しているところで、そちらの結果を比較しているところであります。

デスクトップ調査については大きく3つのリサーチを行いました。1つ目が検索ヒット

件数はどう変化するかというところで、検索エンジン、Google、Yahoo、Bingと、キーワード、オンラインカジノ、オンカジ等ですとか、さらには具体的なサイト名を組合せごとの検索ヒット件数を記録するところが1つ目になります。

2つ目がアプリ版ダウンロードの可否調査というところで、具体的なオンラインカジノアプリのダウンロードができるかどうかというところを記録するのを、それぞれの時点で行っております。

3つ目がオンラインカジノサイトへのアクセス可否の調査というところで、具体的なオンラインカジノサイトへのアクセス可否というのを記録したところになります。

それでは今、申し上げた3つのリサーチに対するサマリーというのが、こちらのページになっておりますけれども、一番上の文章に結論を書いておりますけれども、検索ヒット件数の減少傾向が確認されたことが1点目というところと、アプリストアからのダウンロードが不可となっていたところ、一方で、オンラインカジノサイトへのアクセス自体は法改正前後での大きな変化はなくといったところで、多くのサイトにはアクセス自体は可能であったところでございます。

以降、それぞれのリサーチ結果についての簡単な結果を付けておりますので、それとともに御説明させていただければと思います。

まず検索ヒット件数というところで、表として上からキーワードが並べているというところで、数字が多くて恐縮ですけれども第2回調査のヒット件数というところをその右側に記しているところと、法改正前からの増減率というところで1回目の9月中旬と比較したときのパーセンテージというところを右側に記しているところになります。全体的な傾向としては、法改正後は各キーワードの検索ヒット数の件数が減少しているといったところ、こちらはオンラインカジノ、アプリ、おすすめというところは、特に減少率が多かつたところになっております。

こちらの増減については、直接的な理由のところは弊社では把握しかねるというところですけれども、一部増えているものについてはプロモーションサイトですとか、サイト更新を行った可能性ですとか、スパム記事の量産などの可能性が検討はし得るかなというところは注記として入れさせていただいているところとなっております。

続いてアプリ版のダウンロード可否といったところで、こちらは表側にそれぞれのサービス名が入っているというところですけれども、表頭にApple store、Google Play Store等、ウェブサイトのAndroid版アプリの可否、iOSアプリについては国内ではウェブサイト

からの直接ダウンロードは不可というところですので、割愛をしているというところであります。

こちら、基本的にはほとんどのものでダウンロードできないところですが、一部サイトのみAndroidのアプリのダウンロードが可能になっているところであります。ただ、ここに記している2つありますけれども、法改正後にAndroidアプリのダウンロードへのリンクがなくなっているサイトもあるところではございます。

では、デスクトップ調査の最後がオンラインカジノサイトへのアクセス可否というところですけれども、こちらの具体的なサービスについてのアクセス可否というところで言いますと、多くのサイトへのアクセス自体は可能になっているところで、法改正後にただ一部のカジノサイトについてはアクセスが不可となっているものが確認をできたところになります。そちらが赤字で記しているものになっているところでございます。

ここまでがデスクトップ調査の実態のところでして、改めてサマリー、簡単に振り返りますと、検索ヒット件数の減少傾向が確認されたところで、アプリストアからのダウンロードは不可となっているものがほとんどであったといったところでございます。

では続いて、Webアンケート調査の報告ということで御報告させていただければと思います。こちらも時期としてはデスクトップ調査とおおむね同様の時期、9月中旬と11月の終わりにかけて2回のWeb調査を実施したところになりますし、Web調査で全国の18歳から79歳までを対象にしている形で、最終的にはウェイトバック後のサンプル調査をした上で結果を統計上、用いているということになります。

大きく5つに分けて聞いているところになりますけれども、そのサマリーについて次のページになっております。それぞれの項目について主なものを次のページ以降でグラフを用いて御説明できればというところですけれども、大きな結論としては上に書いているおりでありますけれども、法改正前後でオンラインカジノ情報の目撃・検索経験は減少していたといったところ、サイトへのアクセス経験は変化がないというところですけれども、変わらず低水準で推移していたといったところです。違法性の認識については、全体の6割程度は認識をしていたのが主な概要となっております。

以降、それぞれの項目について、簡単ですけれども資料を御説明できればと思います。

こちらの基本属性は、あくまで参考までというところですけれども、属性としてインターネットサービスの利用頻度と、右側にギャンブル利用経験・頻度というものを聞いていたというところになります。

インターネットサービスの利用頻度のところは御参考までですけれども、インターネットサービスの利用頻度というのは若年層で高く、特に18から29歳ではユーチューブ、インスタグラム、Xはいずれもほぼ毎日の利用者が半数を上回っていたところです。

右側のギャンブル経験については宝くじが最も多いというところですけれども、週1回以上の利用者ということに限るとパチンコ・パチスロ、公営ギャンブル、投機が多いような属性情報になっていたというところでございます。

次のページからが、具体的今回の結果に関連するものとなっております。まず、オンラインカジノ情報の目撃経験といったところになっております。オンラインカジノに対する情報の目撃経験というのを直近の2か月以内というところで、それぞれ比較をしているものになります。そうすると左側のまずグラフを見ていただければと思いますけれども、薄いブルーが第1回調査、濃いブルーが第2回調査ということで11月下旬に実施したものですけれども、いずれも濃いブルーのほうが減少傾向になっているところが確認できたところであります。

このオンラインカジノに誘導する広告や情報から、オンラインおすすめカジノ等のランキングサイトに係るものまでの4つの項目について、年代別に記しているのが右側の表になっているといったところであります。上側が第1回調査で下が第2回調査というところですけれども、いずれも18歳から29歳というところが最も経験率が高かったというところで、そちらをオレンジ色でハイライトしているということになっております。

続いて、オンラインカジノ情報の検索経験というところで、オンラインカジノに関するサイトですとか情報を検索エンジンとSNSで、自分で検索したことがあるかというのを検索エンジンですとか、SNSごとに聞いていたといったところで、そちらの2か月以内の経験というのを先ほど同様に第1回調査と第2回調査で比較をしているものになります。こちらもグラフ、記しているとおりでございますけれども、濃いブルー、第2回調査のほうが第1回調査に比べるといずれも検索経験として下がっていたことが結果として出ているところであります。

次の設問は、その検索をするときに用いたデバイスについても聴取をしていたというところですので、その内容を第1回調査と第2回調査で並べているところになります。少しグラフ見づらくて恐縮ですけれども、左側の濃い2つがスマートフォン・タブレットだけで検索する、またはスマートフォン・タブレットで検索することが多いところ、真ん中の数字についてはスマートフォン・タブレットとパソコンで同じぐらい検索することが多い

ような見方になっているというところであります。ですので、左側の2つが基本的には多い傾向が確認できるところですので、スマートフォンやタブレットで検索する人が多いといったことが顕著であったところ、第2回調査では、その傾向はより、2回目についても顕著になったような結果が出ているところでございます。

次のページが、オンラインカジノサイトへのアクセス経験を第1回調査と第2回調査に比べているところになります。こちら、矢印で囲っている部分が直近2か月以内でのアクセス経験といったところになっております。第1回調査では合計すると2.4%といったところ、第2回調査では2.3%というところですので、大きな変化がないところですけれども、いずれも低水準で推移をしているところは変わっていないところになります。

左側が、オンラインカジノサイトへのアクセス経験というのを今、見たものを直近2か月以内でまとめたものを年代別に比較をしているところですけれども、こちらは目撃経験とともに、同様ですけれども、18歳から29歳というところが一番高い傾向は第2回、第1回ともに変わっていないところになっております。

右側は、サイトアクセスに使うことが多いデバイスというところですけれども、こちらもスマートフォンが最も多く利用されている傾向が顕著であったというところになります。

最後、違法性の認識に関するページを2枚入れておりますけれども、オンラインカジノで賭博が違法という認識というところは6割程度にとどまるというところになっております。こちら、第1回調査と第2回調査を同じように並べてはおりますけれども、金銭をかけて日本国内でオンラインカジノを利用することへの認識というところで、左側が違法行為ではない・明確なルールはないといったところ、真ん中が分からない、右側が違法行為であるというところですので、この違法行為と回答した人が第1回、第2回調査ともに6割強ぐらいになっていたところでございます。ややですけれども、第2回調査にかけては違法行為ではないという一番左側の認識をしている人の割合は減少した結果が出ておりました。

オンラインカジノ提供や誘導情報の発信行為については、約半数が違法行為と認識をしているといったところであります。こちら、左側は国内の不特定の者に対するオンラインカジノサイト・アプリの開設・運営行為が、先ほど見た判例と同様ですけれども違法行為ではないといったものから分からない、違法行為であるような聞き方をしているところ、右側については、国内の不特定の者に対するリーチサイトやSNS等でのオンラインカジノに誘導する情報の発信行為といったところを聞いているところですけれども、こちらは、

いずれも違法行為であるという割合が全体で一番高いところですけれども、分からぬ人も4割強ぐらいいるような結果になっていたところでございます。

駆け足となりましたけれども、弊社からWebアンケート調査の結果について以上となりますけれども、改めてこのリード文ですけれども、法改正前後でオンラインカジノ情報の目撃、検索経験は減少したといったところと、サイトへのアクセス経験は変化がないですけれども低水準で推移をしたところが確認できたところになります。

説明は以上とさせていただければと思います。ありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

2件の御報告につきまして御質問、御意見のある方はチャット欄にて御発言希望の旨を御連絡いただければと思います。では田中構成員、お願ひいたします。

【田中構成員】 すいません、ありがとうございます。

今、齋藤さんから御報告いただきて、アンケート調査なんんですけど、これ、18歳からの調査にされたのには何か理由があるのかなと思ったんですけども、今、オンラインカジノ、すごく問題になっているのはもう小学生からやってしまっているような、中学生がそのために詐欺事件を、オンラインカジノをやるために詐欺事件を働いているようなことが問題になっていて、むしろ情弱の子供たちに対するガードのほうがものすごく重要だと思うので、その辺の実態調査が知りたかったなと思ったんですけど、何かそれができなかつた理由があるんでしょうか。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。こちらは、実態は田中構成員、おっしゃっていただいたとおりかなというところでありますけど、アンケートのサンプルを集めると、18歳未満を集めるというところでパネルのテクニカルな話になりますけど、そこを集めるのは難しいというところで、今回は確保できる18歳以上というのを対象にしたというのが実情でございます。

【田中構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、続きまして、森構成員、お願ひいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。重要な結果が得られたと思います。

なるほど、そうかなと思うことが非常に多かった一方で、ちょっと不思議だったのは違法性の認識のところでして、あれだけ報道等もされ、いろんなところで発信もしているのに何か違法行為でないと思っている人が結構いるような気がいたします。何かそこだけは

体感とかなり離れているような気がしたのですが、何かそれについて仮説をお持ちであれば教えていただければと思います。

【野村総合研究所（齋藤）】 そうですね。ここは、我々もちょっと結果としては出ていたといったところで、かつ第1回、第2回で大きくは変わっていなかつたというところですけれども、違法行為ではないという人は減ったというところです。一方で今、おっしゃったように分からないと回答している人が多いというところですので、違法行為であるという人は6割以上いるんですけども、まだ明確になっていないといった層が多くて、そこが大きくはまだ変化してきていないところが結果から読み取れるところかなとは認識をしております。

【森構成員】 分かりました。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。私も違法性の認識の調査結果については意外に思って、かなり私も日常生活しておりますオンラインカジノは違法だという啓発文言をあちこちで見るわけですけれども、その割には調査結果として第1回、2回であまり変わってないのが気になったところではあります。

他方で利用のアクセス経験でいうと、これは以前の警察庁さんの調査でもこのぐらいの数字で、基本的に誤差の範囲内であまり変わっていないということかなと思いますので、ですから、この辺りのアクセス経験、そうです。この辺りです。4.3%、これはこの第1回、第2回、完全にもう誤差だと思いますし、警察庁の調査でもこのぐらいの水準だったような記憶ですので、この辺り、アクセス経験ですとか違法性の認識に関してはなかなか変化が見られないというところで、他方で検索などに関して、あるいは投稿に関しては変化があると、そういう結果だったかなとは思います。

そのほか、皆様、いかがでしょうか。では森構成員、お願いいいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。曾我部先生の御指摘のこのアクセス経験も、ちょっと、うんとは思わなくはなかったんですけども、ただこれ、全体の割合が低いので、これはユーザーがアクセスしているのかなという気もしたんですけども、それはいかがでしょうか。コアユーザーといいますか。

【曾我部座長】 つまり単なるアクセスじゃなくて、実際に利用しているユーザーが内訳だということではないかということですよね。この辺りは、調査倫理か何かの関係で踏み込めない部分だということなのかもしれませんけれども。

【野村総合研究所（齋藤）】 そうですね。今回の調査で、あくまでもこういう結果だつ

たというところで、利用の詳細までは聞ききれていないところですので、ちょっとそこは推測が必要かなと思いますけれども、実態としては今まで御議論いただいたとおり大きくは変わっていないといったところです。別途、警察庁がやられた調査とも基本、傾向は同じですので、そこはあまり変わっていないというのは今回の結果からも読み取れるところとは思っております。

【曾我部座長】 そうですね。しかもこれ、第2回調査で、過去にアクセスしたことがある人が増えていれば何らかの変化の兆しと思うんですけど、そうでもないということで、変化がないという評価になるのかなとは思います。

【森構成員】 ありがとうございました。

【曾我部座長】 では、次に黒坂構成員、お願いいいたします。

【黒坂構成員】 黒坂でございます。調査について、調査方法についての単純な質問なんですが、NRIさんにです。これ、2回調査されていますが、どちらも同じパネル、同じサンプルでしょうか。それとも、それぞれ別の方が回答していると考えればよろしいでしょうか。

【野村総合研究所（齋藤）】 はい。こちらは別サンプルにしておりまして、第1回で回答した人は第2回には含まないように抽出をしております。

【黒坂構成員】 ありがとうございます。という意味で、まずは単純に割とその人の個別の変化というよりは、この2回で外部環境というか、社会側の状況変化が起きている。例えば前段の三菱総研さんの調査でSNSのソーシャルリスニングをしたら減っているというようなことがあったかと思いますけれども、そういった外部環境を踏まえた上でこの回答結果がどう変化しているかということを見るのが正しいと考えればよろしいでしょうか。

【野村総合研究所（齋藤）】 はい、御発言いただいたとおりかと思っています。

【黒坂構成員】 承知いたしました。ありがとうございます。

そういう意味で、あとは私からのコメントですが、違法性の認識については率直に私の印象という意味では、こんなものかなという感じもします。もちろん、より活発に啓発がなされるべきではあると思いますので、もっとやりましょうということを裏づけていることでもあるんですけども、大体全体の6割前後で若年層のほうが若干低い意味でいうと、基本的には大きく、直感とあまり差がない気がしています。

違法かどうかということについて、より多様ではないんですけども、様々な意見が接觸しやすいのが若年層のほうかなというような気もしますので、そういう意味でいうと、

これをもっと悪くないって言ったら変ですけれども、こういうものかというところで、もっと頑張ろうということじゃないかなと理解しました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、田中構成員、お願いします。

【田中構成員】 すいません、度々。私も本当にこういう情報が広まらないということは活動をしていて日々実感しているので、違法性の認識が6割程度とか、あと、やっている人たちがそれほど減っていないというところとか、こんなもんかなという気はしています。

あと、ただSNS等の広告で減少したということもあるんですけど、今多分、子供たちはゲームのライブ配信の、何というんですか、コミュニティーでオンラインカジノのライブ配信というのをやっているんですね。なので多分、そういったところから若年層の子たちは見ているんじゃないかなと思っています。スイッチとかキックとか、そういったライブ配信サイトみたいなところにオンラインカジノのライブ配信というのはいくらでもあるので、その辺のところが、若年層が入ってしまうところかなと思っています。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうですね。今のコメントについて何か報告者でリプライ等ありますか。

【野村総合研究所（齋藤）】 今、コメントいただいた点については、弊社からは特段、それに対することはありません。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

私から三菱総合研究所さんに一つお伺いしたいんですが、今の田中構成員のコメントと若干、何というんですか、問題意識が共通するかもしれないんですけども、キーワード検索について大きく減ったというところなんですけれども、その御説明の中である種、巧妙化しているというか、別な隠語的なものが使われる可能性が、使われるようになった可能性があるという御指摘があったのですけれども、その辺りについて何らかそういう別な形での投稿が増えているんじゃないとかいう、体感として何かおありでしたらコメントいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

【三菱総合研究所（安江）】 今回の調査は基本的には違法情報ガイドラインの効果検証ということが主眼なので、そのキーワードもそのようにしているんですけども、そうですね。入口の多様化とか巧妙化ということではないんですけども、減ってきてている中で多く見られるのは、単発的にではありますけれども同じフォーマットを使って特定のカ

ジノサイトに誘引するようなものが多いというのがあります。オンラインカジノの場合、ほかの違法有害情報や偽誤情報とちょっと違うのは、Xがほとんどということでなくてブログとかニュースサイトでの投稿も結構あるんですけども、そこで単発的に特定サイトに誘引するのが多いということは把握しています。それ以外の、例えばゲームの中でのライブ配信とか、そういういったものは今回の条件設定ではちょっと把握するのが難しいので、御指摘のあったような新しい形というのも、こういうのがあるというのを確定的に言えることはまだ把握できていないという状況です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

そうすると、さきほどの田中構成員のコメントとも併せ考えると、ここの今回の資料だと非常に順調に法改正とか違法情報ガイドラインなどで非常に劇的に効果があったように見えるわけですけれども、別ルートで情報が流通している可能性も否定はできないだろうと読んでおけばよろしいんですか。

【三菱総合研究所（安江）】 そういうことはもちろんそうだと思うんですけども、違法情報ガイドラインにあるような誘引ワードを使ってそこから誘引していくものは明確に減っているということで、それ以外は今回の調査の中では何とも言えないということになります。

【曾我部座長】 それはそうだと思います。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。では、この質疑については、以上とさせていただきます。

では、続きまして第9回会合において諸外国法制について御説明いただいたところですけれども、これに関しまして補足説明をいただけるということですので、こちらは引き続き野村総合研究所からお願ひいたします。

【野村総合研究所（齋藤）】 ありがとうございます。

では、こちら、口頭で恐縮ですけれども、弊社が前回御説明した際にいただいた御質問について少し補足させていただければと思います。

まず、最初に曾我部座長からオンラインカジノ以外にブロッキングを実施しているかどうかというところでいただいていたかというところですけれども、今回対象としている、それぞれのくくりについて一部補足させていただければと思います。

こちら、フランスについてはオンラインカジノほか、児童ポルノ、著作権侵害、テロや暴力行為に係る情報で実施をしているといったところ、スイスではオンラインカジノのほか、児童ポルノで実施しているというところ、ドイツについては著作権侵害でのところは

実施しているところで、イギリスについては著作権侵害、児童ポルノ、テロのところの関連情報で実施をしていることが確認できたところであります。

続いて黒坂構成員から、ブロッキングの実施はギャンブル規制当局の判断なのかというところと、通信当局と連携しているかというところの御質問いただいたかと思います。こちらについては、ブロッキングはギャンブル規制当局において行われているというところで、ブロッキング命令を実施するのにおいて通信当局は関与していないところになります。

なお、ドイツについては現時点ではブロッキングを実施していないところですけれども、その規制当局のGGLからは、違法オンラインカジノは国外に拠点を持つため、対策を講じるに当たり通信当局が関与する場面は基本的に存在しないという回答をいただいているところになります。

続いて森構成員から、ドイツ以外でホスティング事業者にCDN事業者が含まれているのかという御質問もいただいたかと思います。こちらは、フランスについてはブロッキングの実施前に行う情報削除ですか、ジオブロッキング等の要請先にCDN事業者は含まれていないこと、スイスについては海外のCDN事業者に要請はしていないこと、イギリスについては任意の要請先としてCDN事業者も含まれていることを確認しております。

さらにオブザーバーの野口様から、諸外国の通信の秘密の侵害は第三者に漏えいして初めて侵害という理解でよいのかというところの御質問をいただいたかと思います。こちらについてはブロッキングの実施国であるスイスについてになりますけれども、通信の秘密を保護する法令において漏えい行為に限らず、知得行為についても処罰の対象となっているところであります。裁判例においてDPIについては通信の秘密の侵害に該当すると例示をされているところであります。諸外国において、第三者に漏えいして初めて侵害がある理解ではないと捕捉させていただければと思います。

そのほか、御質問いただいているところもあるかと思いますけれども、現在確認中の部分がありますので事務局を通じて別途、構成員の皆様に共有させていただければと思っております。

弊社からは以上となります。ありがとうございます。

【曾我部座長】 御丁寧に追加調査いただきましてありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、構成員の皆様から確認事項あるいは御質問などありましたらいただければと思います。

私の質問との関係でいうと、日本よりも幅広くブロッキングを実施している国が少なからずあるということで、全般的なブロッキングに対するハードル感みたいなものが違うのかなと思ったりもいたします。

では、さらにありましたら事務局に言っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ということで、以上が前半ということになるのですけれども、後半の法的課題につきましては、第7回会合で事務局より御説明いただきました妥当性に関する議論を行いたいと思っております。こちら、第7回会合の事務局資料を改めて御提示いただいておりますけれども、こちらの法的課題の検討につきましては、構成員限りで意見交換をしたいと考えおりまして、本日大変恐縮ですけれども、これ以降、非公開にさせていただければと思っております。こちらの検討結果につきましては次回以降の会合でまた改めて明らかにさせていただきたいと思いますので、こちらで一旦非公開にさせていただきます。

その前に、事務局から次回会合の連絡事項についてよろしくお願ひします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。次回第12回会合について連絡させていただきます。

議題事項及び日時については、追って御連絡させていただきます。

それでは、ここから非公開とさせていただきます。

構成員の皆様は、そのままお待ちいただければと思います。オブザーバーの皆様と傍聴者の皆様は御退出をお願いいたします。

●本会合後半では、資料1-1-3に掲げる、中間論点整理を踏まえた法的課題の検討が行われた。当該部分については、「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会」開催要綱（資料1-1）に基づき非公開とする。

以上